

主な改定箇所《令和 4 年度障害馬術競技会規程》

第1章

第200条 通 則

8. 2. 2 基準 A（標準競技）で実施する競技（JEF）

グレード	最大高さ (cm)	最大幅 (cm)	障害物個数 (以内)	速度 (m/分)
大障害 A	<u>155-160</u>	160～180	13	375～400
大障害 B	150	150～170	13	375～400
中障害 A	140	140～160	13	350～400
中障害 B	130	130～150	13	350～400
中障害 C	120	120～140	13	350
中障害 D	110	110～130	13	350
小障害 A	100	100～120	13	350
小障害 B	90	90～110	13	350
小障害 C	80	80～100	13	325～350

第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害

4. 2 高さ 1.30m あるいはそれ以上の障害物では、グラウンドライン使用の有無にかかわらず、障害物踏切側に最低 2 本の横木を掛け金にのせて設置しなければならない。低い方の横木は常に 1.30m 未満の高さであること。練習用障害物の低い方の横木は片端を掛け金にのせなければならない。もう片方の端はグラウンド上に置いてよい。

4. 5 障害物の高さ最大が1.40mあるいはそれ以下の競技において、練習用馬場で使用できる障害物は、進行中の競技にて使われている障害物の高さおよび幅の最大実測値から10cmを超えない範囲とする。進行中の競技に使われている障害物の高さが1.40mを超える場合は、練習用馬場で使用できる障害物の高さを1.65mまで、幅は1.80mまでとする。

5. スクーリング、運動、ジムナスティックスおよびトレーニング

5. 1 選手はグラウンドに置き横木を用いてジムナスティックスを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30mまでとする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない（障害馬術規程第243条2.1参

照)。十分なスペースがあれば、ストライドなしで設置した連続障害（インアンドアウト／バウンス練習）を使ったトレーニングが許可される。このような運動には高さ1.00m以内の障害物を3個まで利用できる；障害間距離は2.50m以上、3.00m以下とする。

競技出場のための準備運動では、上述のジムナスティックス／トレーニングは許可されない。

5. 2 置き横木：十分なスペースがある場合は、高さ1.30m以下の垂直障害の踏切側に2.50m以上離して置き横木を用いることができる。置き横木は着地側にも置くことはできるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、駢歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。障害物から約6.00m以上離して飛越側か着地側のいずれか、または両方に置かれた横木は置き横木とみなされないため、垂直障害およびオクサーのいずれでも使用が認められる。

競技出場のための準備運動では、上述のような置き横木は使用できない。

5. 3 運動とトレーニング：競技が行われていない時間はスチュワード1名を常駐させて、選手が運動やトレーニングを行えるよう、可能な限り準備を整える必要がある。選手は障害馬術規程第201条4、第201条5、第201条6に違反しない範囲で障害物にマイナーな変更を加えることができるが、それが顕著な変更となる場合はスチュワードの許可を得て行う必要がある。

第202条 アリーナへの立ち入りと練習用障害物

2. 練習用施設が著しく限られている屋内競技会については、組織委員会が競技場審判団の合意を得た上で、時間を定めてアリーナを練習に開放することができる。
4. 練習用障害物は高さ1.40m、幅1.60m以内の幅障害、あるいは高さ1.40m以内の垂直障害とし、必ず赤と白の標旗を設置するが番号は付けない。この障害物の大きさは競技中に変更してはならない。この障害物の飛越試行は2回までとする。この障害物を3回以上飛越、または飛越しようと試みた選手は失格となる場合があり、加えて罰金が科せられる（第242条2.3と第240条2.6を参照）。
練習用障害物を間違った方向から飛越した場合は失格を科すことができる（第242条2.7）。**(JEF)**

第205条 コースプラン

1. コースデザイナーは、コース詳細をすべて正確に示したコースプランのコピーを競技場審判団へ渡さなければならない。競技場審判団に渡されたコースプランのコピーをアリーナ入場口にできるだけ近い場所へ掲示しなければならず、各競技開始の遅くとも30分前までにはこれを掲示するものとする；該当する場合は、コースデザイナーがコース測定を終了した後、当該競技開始前30分以降に規定タイムをコースプランに追記することができる。すべての競技会において、コースデザイナーが測定したコース全長を事前に掲示されるコースプランに記載しなければならない。

第3章 障害物

第208条 障害物－概略

5. 六段障害飛越競技とピュイッサンス競技、~~パワーアンドスキル競技~~を除いては、いかなる場合も障害物の高さが 1.70m を超えてはならない。幅障害は 2.00m を超えるものであってはならないが、例外としてトリプルバー（三段横木）の最大幅は 2.20m とする。この制限は 1 回あるいは数回のジャンプオフにも適用する。水濠障害の奥行は、踏切部分を含めて 4.00m を超えてはならない。
6. 横木とその他の障害物構成パーツは、掛け金（カップ）で支えるものとする。横木は掛け金の上で回転し得る状態になければならない；この場合、掛け金の深さは18mm 以上、30mm以内とする。2023年4月1日付けで、掛け金の深さは18mm以上、20mm以内とする。これはセイフティーカップにも適用する（詳細は第210条1参照）。特殊な障害物素材やプランク、欄干、障壁、ゲートなどの掛け金については、通常の掛け金よりも開いているか、あるいは平らなものでなければならない。（国際競技会は2023年1月からこのルールを適用）
7. 本規程と最終実施要項に記載された障害物の高さとの制限は、細心の注意を払って遵守しなければならない。しかし、障害物に使われている材料や設置された場所によって規定の大きさを多少超えるような場合は、規定の上限を超えたとはみなされないが、使用可能な材料を用いて実施要項に記載されている大きさの上限を超えないよう、最大限の努力を払っていることを条件とする。実施要項で高さ最大を 1.45m あるいはそれ以上と記載している競技では、競技に使用する障害物の高さをコースデザイナーの判断で要項記載の高さより 3cm を限度として高くできる。しかしインドア競技（パワーアンドスキル競技を除く）における障害物の高さは、いかなる場合でも 1.65m を超えてはならない。

第210条 幅障害

1. 幅障害は高さとの両方で飛越に努力を要するよう造られた障害物である。幅障害の奥の横木や、トリプルバーの中央と奥の横木には掛け金としてFEI認可のセイフティーカップを使用しなければならない。2023年4月1日付けで、幅障害のバックポールについてはセイフティーカップの深さを18mmまでとする；トリプルバーの中央横木、あるいは他の障害物下段横木に使用するセイフティーカップは最大で20mmの深さとする。競技アリーナおよびスクーリングエリアでは認可されたセイフティーカップの使用が義務づけられる。（国際競技会は2023年1月1日から）

第211条 水濠障害、垂直障害を伴った水濠障害、およびリバプール

10. オープン水濠障害の上には高さ 1.50m までの垂直障害のみ設置でき、これに使用する横木の数に制限はないが、すべてに FEI 認可のセイフティーカップ（障害馬術規程第 210 条 1 参照）を使用する。垂直障害の上段横木のセイフティーカップは深さ 18mm とする；下段横木のセイフティーカップは深さ 20mm までとする。（2023 年

4月1日から;国際競技会は2023年1月1日から垂直障害はこの水濠障害正面から2.00m以内に設置することとする。この障害物は水濠障害ではなく垂直障害として審査される。その為、限界を指定する着地板やその他の措置を講じる必要はない。着地板が使用されている場合は視覚的補助と考え、これに何らかの跡が残っても減点とはならない。踏切側の障害構成パーツが移動した場合でも同様に判断する。水濠障害の上に設置する垂直障害には、長さ3.50m以上の横木のみ使用できる。

第224条 落馬または人馬転倒

4.1.1 ラウンド開始前の落馬または人馬転倒

ラウンド開始(第226条2参照)前のいかなる時点でも選手の落馬または人馬転倒があった場合、当該人馬コンビネーションは失権とならないが、そのラウンドへの出場が認められない;この場合、このコンビネーションの当該ラウンドにおける成績は「出場せず」の意味の[S]と記載される。当該選手が2頭以上の馬をその競技に参加申込していた場合、同選手は競技会メディカルサービスのチェックを受けなければ、進行中のラウンドに他の自馬で出場することが認められない。この事例の場合、必要と思われれば競技場審判団が当該選手に遅い出番を割り振ることがある。馬については、獣医師団長(公認競技会においてはオフィシャル獣医師)のチェックを受けなければ当該競技会における次のラウンドあるいは競技に出場が認められない。(JEF)

第236条 基準A

1. 過失は本章に示す一覧表に従い、減点あるいは失権として科される。

過失	減点
(i) 1回目の不従順	減点4
(ii) 飛越中の障害物の落下	減点4
(iii) 水濠障害で馬の一枝あるいはそれ以上の枝が着水、または着地側で水濠の限界を示す着地板に枝もしくは蹄鉄の跡が残った場合	減点4
(iv) すべての競技において選手の落馬または人馬転倒	失権
(v) 2回目の不従順、あるいは第241条に定める他の違反行為	失権
(vi) 制限タイムの超過	失権
(vii) <u>テーブルAで行われるすべての競技における規定タイム超過</u>	<u>1秒につき</u> 減点1
<u>(viii) タイムレースのジャンプオフにおける規定タイム超過</u>	<u>1秒ごとに、</u> <u>あるいは端数</u> <u>につき減点1</u>

2. 不従順の減点は同一障害だけではなく、全走行を通して累積される。

第7章 罰金、警告、イエローカード、失権、失格

第240条 罰金、警告、イエローカード

1. 審判長、上訴委員長、チーフスチュワードおよび技術代表は各々が第164条2と第164条3に基づき警告あるいはイエローカードを出す権限を有する。(JEF)

第247条 ジャンプオフ、第2ラウンドあるいは決勝ラウンドでの失権、棄権もしくは出場辞退

1. ジャンプオフ、第2ラウンドあるいは決勝ラウンドで棄権、失権、もしくは競技場審判団の許可を得て出場辞退した選手は、ジャンプオフ/第2ラウンド/決勝ラウンドにて完走した全選手のあとに一律最下位となる。(JEF)
2. 競技場審判団の許可なく、あるいは競技場審判団に通知することなくジャンプオフ、第2ラウンドあるいは決勝ラウンドを出場辞退した選手は、ジャンプオフ/第2ラウンド/決勝ラウンドで競技場審判団の許可を得て出場辞退、棄権あるいは失権した選手よりも下位に順位付けられる。(JEF)
3. 順位決定のジャンプオフ前に、ジャンプオフへの出場資格を得た選手全員がこれを辞退した場合は、競技場審判団がこの申請を受け入れるか退けるべきかを決定する。競技場審判団がこの出場辞退を認める場合は、組織委員会がくじ引きでトロフィーの授与先を決め、賞金は合計して選手間で等分する。競技場審判団から競技続行の指示があったにもかかわらず選手らが従わなかった場合は、トロフィーの授与はなく、当該選手らはジャンプオフを行った場合の最下位順位と賞金を受け取る。

第9章 順位

第248条 個人順位と表彰

1. 個人選手の順位 (成績) は、競技で採用されている基準と競技実施要項に記載の指示、あるいはコースプランに示された変更に従って決定される。

第10章 選手と馬

第256条 服装、保護用ヘッドギア、人工補助具、敬礼

1. 服装
 - 1.4 騎乗中はいかなる者も常に乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。どのような時であれ選手がヘッドギアを脱いだ場合には、本規則で許可して

いるか否かにかかわらずすべて自己責任となる。走行中にヘッドギアが脱げるか、あるいはその固定ポイントが外れた選手はかぶり直し、またはつけ直し、固定ポイントがゆるくなった場合は締め直さなければならない。そのような場合、ヘッドギアを再装着／または固定ポイントを締め直す際に停止しても選手は減点されないが、時計は止めない。固定ポイントを正しく締め直すために急停止すると危険な状況（例えばコンビネーションの途中であったり、あるいは飛越しようとしている障害物の1歩または2歩手前でゆるんだ場合）を除き、選手が固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合は失権となる。例外として、シニア選手が表彰式で褒賞を受領する際、あるいは国歌の演奏中、その他式典の際にヘッドギアを外すことはできる。(JEF)

- 1.5 民間人は所属NFの承認した服装、ジャケット、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、黒または茶色の長靴の着用が求められる。他の暗色の長靴もJEFの判断で認められる場合がある；長靴の上端周り、踵および／またはつま先に対比色を1色のみ使うことができる。長靴は踵付きでなければならない。シャツは長袖でも半袖でもよいが、白の襟付きであることと長袖シャツの場合は白い袖口が必要である。白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。競技用ジャケットの色指定はないが、外向きのボタンでなければならない。襟付きジャケットの場合はジャケットと同色か他の色のラベルカラー（折り返し襟）でなければならない。襟の周囲についてのみ、どのような色のパイピングも認められる。襟なしジャケットも認められるが、ジャケットの前をとめた時にシャツの襟とタイが見えることを条件とする。ジャケットを着用しない場合（天候による例外については第256条1.3参照）は、袖付きシャツを着用しなければならない；長袖も半袖も許可される。(JEF)

1.11 拍車

- 1.11.1 競技会場内のいかなる場所でも、騎乗している選手は長靴に拍車を1個ずつのみ装着できる。

- 1.11.2 輪拍とは回転する円盤部分に刻み目があるか、あるいはのこぎり状となっている拍車であり、国際障害馬術競技会場内のいかなる場所でも使用が許可されない；刻み目あるいはのこぎり状になっていない円盤が回転する拍車は認められる。

1.12 鞭

- 1.12.1 競技会場内のいかなる場所でも、騎乗している選手は鞭を1本のみ所持できる。

- 1.12.2 フラットワークの際、選手は馬場馬術用の鞭使用を認められるが、いかなる場合も末端に重りのついた鞭の使用あるいは所持、もしくは長さが75cmを超える鞭をアリーナおよびスクーリングエリアで横木通過あるいは障害飛越の際に使用あるいは所持することは、厳格に禁止されている。

第257条 馬 装

1.4 銜あるいは鼻革の規制はない。しかし競技場審判団には獣医師の助言に基づいて、馬が怪我をしそうな銜あるいは鼻革の使用を禁止する権限がある。

2.2 馬の前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（単一のブーツか複数のブーツ、フエットロックリングなど）の総重量は、装具が濡れていた場合を含めいかなる状況下でも1肢あたり500gを超えてはならない（蹄鉄あるいは蹄鉄の代用品は含まない）。

2.3 すべてのヤングホース（5歳、6歳、7歳、8歳馬）について：
(JEF)

競技では後肢ブーツに関して以下の基準を遵守しなければならない：

内側にのみ丸みを帯びた保護用パーツがある後肢ブーツが、後肢用ブーツとして許可される唯一のタイプである。ブーツは内側の長さを最大16cmとする；留め具の幅は少なくとも5cmなければならない。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツつき後肢ブーツについては、保護パーツが柔らかくしなやかな素材でできている場合に限り認められる。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツは、ブーツの長さ測定対象には含まれない（写真についてはFEIウェブサイトのFEI障害馬術スチュワードマニュアルを参照）。(JEF)

ブーツは馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。ブーツの丸みを帯びた保護用パーツは、球節内側を覆うように装着しなければならない。

ブーツの内側はざらつきがなく滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない、つまりライニングの下にパッドやブロックを入れてはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。

伸縮性のないマジックテープのみ認められる；フック、バックル、クリップ、その他の留め具は使用できない。馬の皮膚に直接あるいは間接的に触れる留め具の内側表面は滑らかでなければならない。留め具は一方方向性でなければならない、即ちブーツの片側から出ているストラップがそのまま、もう片方の受け手に装着されるものであり、ブーツ全周を巻いてはならない。留め具部分に別のマジックテープを縦にあてることで、留め具を確実に装着することは可能である（例としてはFEI障害馬術スチュワードマニュアル付則を参照）。

ブーツ自体に追加で部品を取り付けたり、あるいは埋め込むことはできない。後肢ブーツの下にベットラップやこれに類する軽量のバンデージ素材を使用することは認められる；これは可能であればスチュワードの立会いのもとで適用するべきである。スチュワードチーム・メンバーは、いかなる時でも面前でベットラップ／バンデージ素材を取り外し、再度これを装着するよう要請する権限を有する。

フェットロックリングは適切に調整されており、きつくなく、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも馬の肢に装着する装備重量合計が500グラムを超えないことを条件に、保護目的での使用が認められる（障害馬術規程第257条2.3参照）。繫あてはきつく締めすぎないことを条件に繫周囲に使うことができる。

2.5.2 内側にのみ保護機能がある丸みを帯びたブーツ、および内側と外側に保護機能がある丸みを帯びたブーツ、即ち球節の背部を包み込むダブルシェル・ブーツは以下の基準を満たすことを条件に許可される：

いかなるブーツも、馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。特にダブルシェル・ブーツの場合は、馬の球節の形状に型打ちされていなければならない；即ちブーツ自体が自然に球節を囲うよう「U」字に成形されていること。ブーツが球節を包み込むために留め具を必要とするダブルシェル・ブーツは認められない。ブーツの長さは最も長い部分が20cm以内であること。ブーツ内側かブーツ両面に、丸みをもたせたシェルよりも下に伸ばして繫の保護機能を高めた後肢用ブーツは、柔らかくしなやかな素材で造られていることを条件に許可される。内側で丸みを帯びたシェルから下方へ伸びた繫保護パーツは、ブーツの長さ測定時にカウントされない（ブーツの長さの正確な測定手法については、FEI障害馬術スチュワードマニュアル付則を参照）。

ブーツの丸みを帯びた保護機能のあるパーツで球節を包むように装着しなければならない（片側にのみ保護機能のあるブーツについては、保護用パーツが球節の内側を覆うように装着しなければならない）。

ブーツの内側はざらつきがなく滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあつてはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。

ブーツにつけられる留め具は2ヶ所までとする。次のような留め具のみ許可される：

表 （略） 現行通り

馬の皮膚に直接あるいは間接的に触れる留め具の内側表面は滑らかでなければならない。留め具はすべて一方向性でなければならない；即ちブーツの片側から出ているストラップがそのまま、もう片方の受け手に装着されるものであり、ブーツ全周を巻いてはならない。留め具部分に別のマジックテープを縦にあてること、留め具を確実に装着することは可能である（例としてFEI障害馬術スチュワードマニュアル付則を参照）。留め具自体が折返し式であるか、あるいは留め具にデコのような作用を及ぼすものは許可されない。

ブーツ自体に追加で部品を取り付けたり、あるいは埋め込むことはできない。後肢ブーツの下にベットラップやこれに類する軽量のバンデージ素材を使用することは認められる；これは可能であればスチュワードの立会いのもとで適用すべきである。スチュワードチーム・メンバーは、いかなる時でも面前でベットラップ／バンデージ素材を取り外し、再度これを装着するよう要請する権限を有する。

フェットロックリングは適切に調整されており、きつくなく、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも馬の肢に装着する装備重量合計が500グラムを超えないことを条件に（障害馬術規程第257条2.3参照）、保護目的で使用できる。緊あてはきつく締めすぎないことを条件に緊周囲に使うことができる。

- 2.6 馬の目を覆うプラスチック製シールド（すなわち馬用メガネあるいはサングラス）は、調馬索運動時を含め、騎乗中あるいは馬の運動中いかなる時点でも禁止である。厩舎エリアおよび放牧エリアでは使用できる。

第269条 アキュムレーター競技

5. コースの最終障害には選択障害を置くことができ、そのうちの1個をジョーカーとして指定することができる。ジョーカーは選択障害よりも難度が高くなければならず、ポイントは2倍となる。ジョーカーを落下させた場合は、そのポイントがその時点までに選手が得たポイント合計より差し引かれる。コースデザイナーの判断により、最終障害の選択障害として1個ではなく2個のジョーカーを含めることができる。この場合は最初のジョーカーにコース最終障害のポイントの150%が与えられる；2番目のジョーカーは最初のものより難度が高くなければならず、コース最終障害のポイントの200%が与えられる。選手は最終障害の代わりにジョーカー2個のうち1個を飛越することができる。ジョーカーを正しく飛越できれば、選手はコース最終障害ポイントの150%か200%を獲得できる。ジョーカーを落下させた場合は（障害馬術規程第217条1）、当該選手がそれまでに獲得したポイント合計から、コース最終障害のポイントの150%か200%が差し引かれる。

- ~~5.1 オプションとして、ジョーカーをフィニッシュラインの後に設置することができ、その場合はジョーカーをメインコースの一部とせず、次の方式を採用しなければならない；選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムが記録され、その後20秒が与えられて飛越を選択すればジョーカーを1回試行できる。このジョーカーを正しく飛越できた場合は、メインコース最終障害の2倍のポイントが選手に与えられる。ジョーカーを落下させた場合は（障害馬術規程第217条1）、この2倍のポイントがそれまでの合計得点から差し引かれる。フィニッシュライン通過後に選手の落馬または人馬転倒があったものの、それがジョーカーを飛越できる20秒以内である場合、当該選手は失権とならないが、ジョーカー飛越の試行は認められない；同選手は、フィニッシュライン通過までに累積したポイントを維持する。~~

第270条 トップスコア競技

12. ジョーカーの使い方には2つの選択肢がある。

~~12.1~~ コースの一部として、標旗で分かるように設置した「ジョーカー」と呼ばれる障害物を1個設置できる。ジョーカーは2回飛越できる；この障害物を正しく飛越するごとに200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。

~~12.2~~ ジョーカーをメインコースの一部としない。所定時間が過ぎるとベルが鳴らされ、選手の走行は終了となる。選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムの記録を受けなければならない、その後20秒が与えられてジョーカーの飛越を試みることができる。ジョーカーでは1回の試行のみ認められる。このジョーカーを正しく飛越した場合は200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。

第273条 2回走行競技

4. 順位決定

4.1 順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドで生じた減点合計と第1ラウンドでのタイムによって決まる。

4.2 順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドにおける減点合計によって決まる。

4.3 順位は2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムで決定される。第2ラウンドへの出場資格を得られなかった選手の順位は、第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）または第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）によって決まる。

4.4 順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムにより決定される。第2ラウンドへの出場資格を得られなかった選手の順位は、第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）または第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）によって決まる。

第276条 決勝ラウンドを行う競技

1. 2回走行と決勝ラウンドを行う競技

1.7 3回の走行ともタイムレースで基準Aに従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、毎秒1減点となる。